

例題3

助教授 瀨本 正太郎
shotaro@rokkodai.kobe-u.ac.jp

4月30日までにe-mailで届いた答えは添削してお返しします。添付ファイルでなく、本文に答案を書いてください。

以下は、2001年12月5日衆議院外務委員会での議論である。

* * *

縄野政府参考人(海上保安庁長官) 私どもとしましては、.....本年十一月、先月でございますが、私ども、扇国土交通大臣の指示に基づきまして中国と台湾に対しまして、外交ルートを通じまして、中国、台湾漁船が尖閣諸島周辺海域における不法操業等の大半を占めておりまして、同海域における治安の確保に深刻な影響を与えている、これらの漁船に対して我が国領海における不法操業等を起こさないよう指導を願いたいという旨を申し入れを行っているところでございます。

土田委員 我が国に対して深刻な影響を与えている、だからこういうことをしないように中国や台湾でも取り締まっていたきたいという抗議をしたわけですね。

政府の方針として拿捕しないということを決めているわけですが、これはやはり僕は間違いだと思うんです。拿捕すべきは拿捕しなきゃならない。悪質なものについては、あるいは何回も領海侵犯をしてくる漁船に対しては、明確な態度で臨まないからこういった頻繁に来られるわけでございまして.....。

縄野政府参考人 政府の方針として、.....拿捕しないという方針があるということではないというふうに考えております。適正に措置をする、悪質者に対してはもちろん拿捕、検挙を含めた措置をとるということも含まれておりますが、そのようなことも含めて政府全体の方針として私どもが行っている...
....

土田委員 では、拿捕しないという方針は決められていないんですね。では、拿捕してもいい、あるいは検挙してもいいと。してもいいというか、領海侵犯した船については検挙すべきですね。頻繁に、こんな年間に何百回も行われていて、この何十年も一回も検挙しない。だからこういったことになってくるんじゃないかな。特に、尖閣諸島という極めて難しい地域を抱えているわけですので、ぜひその点については、たまにはやった方が効果があるのかなというふうに私は思いますので、ぜひ一度お試しになったらどうかなというふうに思います。

* * *

問 日本は尖閣諸島の領有を主張している。領海侵犯船を拿捕しないという行為は、日本の立場に影響するか。判例・先例に基づき議論せよ。

注 海洋法上の問題については、まだ学んでいないので、言及しなくてよい。